

大谷光瑞及び大谷探険隊に  
関する新資料について

——本願寺史研究所蔵の二十五点の資料とその概要——

白須淨眞

私は先に、龍谷大学本願寺史料研究所に所蔵される七点の資料、すなわち『新西域記』に収録されなかつた伊藤洞月・足利瑞義・渡辺哲信らの私信を紹介し、若干の解説を試みたが①、その過程でこの他にも大谷光瑞といわゆる大谷探険隊に係る二十五点もの関連資料が保管されていることを知つた。その後、同研究所の左右田昌幸氏は、これら二十五点の資料についても解説を求められた。

②

洞月・足利瑞義・渡辺哲信の上原芳太郎への返信——  
『本願寺史料研究所報』第七・八号 一九九四年。  
資料個々の現状とその録文は、左右田氏が順次発表

## 本願寺史料研究所報

第十号

発行人	所長 千葉乘隆	本願寺史料研究所
電話	○七五一三四三一三三一一	〒六〇〇 京都市下京区七条大宮上ル 龍谷大学大宮学舎図書館内
発行日	一九九四年七月三〇日	内線(四二二二)

本稿はそれに応えようとする最初の試みで、それぞれの資料の年代確定作業と資料内容によるグルーピングを行うことをまず目ざすものである。これによつて資料目録の完成を期するとともに、新たな情報の概要を正確に早く提示したいと思う②。

私は二十余年にわたつて中央アジア出土資料を研究の対象とし、また近年はそれら資料を将来した調査隊、とりわけわが国の大谷中央アジア探険隊には強い関心を寄せてきた。今ここに、はからずも大谷光瑞と大谷中央アジア探険隊に直接係る第一級の資料に巡り合うことができた。この幸運を喜ぶとともに、研究の機会を与えられた本願寺史料研究所並びに左右田氏に厚く謝意を表したい。

① 拙稿「『新西域記』未収資料の出現について」伊藤

されることになるが、その内容の詳細については、本稿に示したグループに従って研究を進め、紹介していく。

## 一 二十五点の資料の現状

これら二十五点の資料は、「鏡如渡航遊學並に仏跡視察」(資料原文の引用に当たっては、カタカナをひらがなに改めた。以下同じ)と題された大型封筒にまとめられていた①。「鏡如」とは言うまでもなく西本願寺二十二世宗主となつた大谷光瑞を指す。「渡航遊學並に仏跡視察」とは、彼の海外活動を指しているが、数多い彼の海外活動のなかにあっても、ここでは主に、一八九九(明治三十二)年から一九〇二(三十五)年までの英國留学と、一九〇二(明治三十五)年から一九〇四(三十七)年にわたる第一次大谷探險隊を指して使われている。

ところでこの大型封筒のなかには、さらに十七の小封筒が入っており、二十五点の資料はそれらのなかに分割して保管されている。小封筒には朱筆で「一二」から「五八四」までの不連続の番号が付されており、なかには一度書いた番号を書き替えたものも含まれている②。したがつて「鏡如渡航遊學並に仏跡視察」として大型封筒に入れられた資料は、すでに數度なんらかの形で整理されていた五百点を越える資料群のなかから抜き出して、改めてまとめられたもの、そのように推察できよう③。

- ① 左右田氏の私信による。
- ② 次はその例である。五一三(「三八」は二重線で抹

(消)、五一四(「三八一」は単線で抹消)。

③ 小封筒に付された番号は、必ずしも年次を追つていいわけではなく、近接番号も内容の関連を見出しがたいものもあって、過去の分類の基準を正確につかむことは現時点ではむつかしい。ただし小封筒の表書きのなかには、上原芳太郎の筆跡のものや彼が書き加えたもの、あるいは番号を記した付せんを貼付たものなどがあり、過去の整理段階で彼が関与していたことは疑いない。

## 二 無紀年資料の年代比定

これら二十五点の資料の一部には紀年が記され、また小封筒に記された紀年などによつて作成年次を知ることができるものも少なくないが、それらはすべてではない。そこで紀年のない資料を検討し、まず二十五点のすべての資料年代の確定を試みる。

### I 小封筒番号 五一三(後掲 資四)

小封筒の表書きに「上原芳太郎状(墨書) 三月十九日(朱筆)」と記載があり、本文一行にも「謹啓 三月十九日認 エム・ジャパン号便」とあって、上原芳太郎が三月十九日に発送した私信であることが知られる。ただし、抹消や行間の書き加えのあることから私信そのものではなくその草稿である。

私信の内容は、小封筒表書きに「鏡如帰朝日限等の件一通」と万年筆で書き加えられているよう①、上原が英

べたものである。したがつてここに見える三月十九日は、英國留学中の光瑞が手紙を受け取ることが可能な三月十九日と限定できる。

光瑞が英國留学に向かったのは、一八九九（明治三十二）年十二月三日②、ロンドン到着が一九〇〇（明治三十三）年三月上旬③、光瑞がロンドンを発つて中央アジア探險に向かった（第一次大谷探險隊）のが一九〇二（明治三十五）年八月十五日であるから、この三月十九日は、一八九九（明治三十三）年から一九〇二（明治三十五）年の間の同日に限られる④。

またこの光瑞の帰国については、一九〇一（明治三十四）年三月三日付で上原が光瑞に差し出した秘密内申（小封筒）の表書きの番号は「三二」、後掲資三と密接な関連があることから、この三月十九日は、一九〇一（明治三十四）年三月十九日とするのが最も矛盾がすくない。さらにそれは、

扱、伯林を一月廿九日及卅日・二月二日御日付の三通の御内書、三月十三日午前同時に到着拝受。

とある本文一行から二行の記載によつても裏付けることができる。この記載によれば上原は、一月廿九日、一月卅日、二月二日に光瑞が伯林（ベルリン）から郵送した「御内書（私信）」三通を、三月十三日午前に受け取っている。といふことは、発信時には、光瑞はロンドンではなくベルリンに滞在していたことになる。英國留学中の光瑞はしばしば英国外へ旅行しているが、今問題とする一九〇一（明治三十四）年は、一月二十八日午後二時にベルリンに到着し、二月十日午後一時まで滞在している。この光瑞のドイツ旅

行は、『鏡如上人年譜』には見えないが、ベルリンで行動をともにした蘭田宗恵の「滯歐日誌」には詳しく述べてある⑤。このベルリン滞在の事実は、光瑞が一月廿九日、一月卅日、二月二日にベルリンから上原宛てて「内書」を郵送したこととぴったりと整合して矛盾がない⑥。したがつて上原が、この三通の「御内書」を三月十三日午前に受けて書いたこの三月十九日付の私信の草稿は、間違なく一九〇一（明治三十四）年三月十九日ものと確定できる。① 左右田氏が指摘するように、上原芳太郎の筆跡である。

② 一二月三日は京都出発。神戸港出港は翌日午後二時。この光瑞英國留学の旅について、シンガポールまで見送った上原芳太郎の「酷暑酷寒」と題された日記（龍谷大学大宮図書館所蔵の写本『外遊記稿』に収録）が残っている。なお「酷暑酷寒」の録文は、近刊予定（一九九四年十月）の拙稿「上原芳太郎の『外遊記稿』について」『小田義久先生頌寿記念東洋史論叢』（仮題）、参照。

③ 光瑞のロンドン到着の月日は、『鏡如上人年譜』には正確な記載がなく、二月十七日、ボンベイを出港して以後カイロ、ナポリ、ミラノ、ゼネバ、パリをへてロンドンに到着するまでが一括して二月の項に挙げられている。しかし当時、ボンベイからエジプトのポートサイドまででも十日間は必要で、二月中にロンドンに到着することは難しい。本文のように理解すべきであろう。

④ もちろんこれに手紙が到着するまでの日数（当時、

わが国とのヨーロッパ間はおよそ四十日前後)も考慮する必要があるが、三月十九日の発信であるから、光瑞のロンドン到着前と出発後にはかからず問題はない。

⑤ 薗田宗恵「滯欧日誌」『薗田宗恵米国開教日誌』一九七五年、五〇頁。

⑥ 明治三十五年一月廿九日、一月卅日、二月二日であれば、光瑞はこの時ベルリンにはいない。光瑞は、明治三十四年十一月二十三日、ロンドンからベルリンに到着し、十二月十九日にベルリンを発つてフランス、イタリア、エルサレム、カイロなどを巡つて明治三十四年一月十八日にロンドンに帰つている。

## II 小封筒番号 五五七 (後掲 資五)

小封筒の表書きに「武田篤初内申、貌下の御容体は一山事務の大輻輳云々(墨書)」と記載があり、本文の文末に「四月八日」とあって、同月同日、武田篤初が明如(光瑞の父、大谷光尊)に宛てた「内申」であることが知られる。内申の内容は、英國留学中の新門・光瑞に郵送する書簡の記載事項に関するものである。

この内申には紀年がないが、本文三二行に、右松原執行より本日御内命を被に付大略を認め内申仕候。

とあるように、松原が執行在任中のことであった。ここに見える松原とは松原深諦のことであり、彼が執行の任にあつたのは、一九〇〇(明治三十三)年六月二十日から一九〇一(三十五)年十一月十二日までの間であるから①、この内申は、一九〇一(明治三十四)年もしくは一九〇二(

三十五)年の四月八日のものと限定できる。

武田はこの内申の十一行に、光瑞の帰国に関わって「是非來九月には歐州御出立願度」と述べていることから、一九〇一(明治三十四)年四月八日における内申としてかまわないであろう。というのも、先に一九〇一(明治三十四)年三月十九日と確定した、すなわち上原芳太郎書状のなかに、

九月とは確実なる見込の最延長期として申上げ候事に御座候。とあって同様に光瑞の帰国が九月に固まりつつあり、この内申の時期と一致するからである。

① 本願寺史料研究所編『本願寺年表』 一九八一年、二六七頁。

## III 小封筒番号 五六一 (後掲 資六)

小封筒の表書きに「本山より在外鏡如様侍者宛状、四月十日、カナダ便」と記載があり、同月同日、在英光瑞にてた私信の草稿であることが知られる。

紀年はないが、本文六行から七行に「一昨年御発途前の御心組にては四五年の御滞欧」とあることから、推定は可能である。ここに見える「一昨年」は、光瑞が英國留学出发時点、すなわち一八九九(明治三十二)年を指すから、私信が書かれているのは、一九〇一(明治三十四)年であると判断される。したがつてこの私信の年次は、一九〇一(明治三十四)年四月十日と断定してかまわない。

## IV 小封筒番号 五〇三ノ一 (後掲 資七A)

本文文末の記載から伊東巳代治（一八五七～一九三四）が、一月十四日、明如（大谷光尊）に宛てた私信であることが知られる。その内容は、「客年十二月十日付独逸伯林発朝ひな知泉氏より之来信」（本文五〇六行）によつて、留学中の光瑞の様子を知らせたものである。

光瑞留学中の十二月十日前後は、一九〇〇（明治三十三）年と一九〇一（三十四）年に限定されるが、それは朝比奈知泉がドイツのベルリンにいた時とさらに限られなければならぬ。朝比奈知泉（一八六二～一九三四）は、伊東巳代治の『東京日々新聞』の主幹として論陣を張つた明治を代表するジャーナリストであつたが、一九〇一（明治三十四）年はヨーロッパに赴いていた①。朝比奈のヨーロッパにおける行動の詳細は追つて調査する予定であるが、彼が一九〇一（明治三十四）年十二月五日と六日、ベルリンにしてしかも光瑞と会つていたことは蘭田宗恵の「滯歐日誌」によつて明らかである②。したがつて朝比奈がその数日後の十日、ベルリンより伊東に私信を送つたとみなしてもなんら矛盾はない。

とすれば、一九〇一（明治三十四）年十二月十日付の朝比奈の私信を受けて、伊東が明如に手紙を書いた一月十四日は、一九〇二（明治三十五）年の同日ということになる。

① 『幕末明治海外渡航者総覧』（第一巻人物情報編  
一九九二年）の朝比奈知泉の項によれば、彼は一八九五六年と一九〇一～二年の二度渡航している。

② 『米国開教日誌』 八三～四頁。

V 小封筒番号 五〇三ノ一（後掲 資七B）  
この資料は、今触れた伊東巳代治の私信と同じ封筒（五〇一ノ一）に入れられていたものである。伊東が同じく明如（大谷光尊）に宛てた私信であり、一月二十二日の日付が見える。

私信の五行から七行に、

別便 新門様御事に付在英  
朝ひなより申来候儀に付ては  
其信抄儀供尊覽候処

とある事から、この便りが一九〇二（明治三十五）年一月十四日先の便り（IV）を受けていることは間違いない。したがつて伊東巳代治の私信は、一九〇一（明治三十四）年一月二十二日に書かれたものと見てよかろう。

#### VI 小封筒番号 五七九（後掲 資一五）

小封筒の表書きに「朝倉明宣状、海外視察員派遣之件」と記載があり、本文文末には「十二月十五日 明宣」とあって、朝倉明宣が同日作成した文書であることが知られる。その内容は、光瑞がインド調査に当つてさらに五名の調査員の派遣を松原深諦に要請し、松原から光瑞の要請を聞いた朝倉が口添えをして執行に伝えたものである。

朝倉がこの文書を作成した十二月十五日は、本文中の「目下小田執行不在中」あるいは「小田執行西下の日限」の文言によつて小田執行在任中の時と目安はつく。小田、すなわち小田尊順が執行の任にあつたのは、一九〇二（明治三十五）年十一月十二日から翌年の五月二十七日までの間であるから①、この十二月十五日は一九〇二（明治三十五）

年と決定される。

① 本願寺史料研究所編『本願寺年表』 一九八一年、

二七一页。

### 三 資料番号の設定

以上結果、無紀年資料の年代も確定し二十五点の資料のすべての年代が明らかとなつた。したがつてこれら資料を年次を追つて配列し（ただし一部変更）、それに従つて資料番号を付し、さらに小封筒表書きを参照して「表題」を設定することとする。

の草稿』

資料年次 一九〇一（明治三十四）年三月三日

小封筒番号 三二

小封筒表書き 「秘密原稿、昨年上原帰朝後云々。三十

四年三月英京鏡如へ上原の内申」

資四 「在英大谷光瑞に対する上原芳太郎の私信草稿」

資料年次 一九〇一（明治三十四）年三月十九日

（比定）①

小封筒番号 五一三（二重線で三八を削除）

小封筒表書き 「上原芳太郎状、該御書に依れば万里懸

隔ノ異郷云々。三月十九日。開申鏡如様御帰朝之件一通」

資五 「大谷光尊（明如）に対する西本願寺執行武田篤初の内申の草稿」

資料年次 一九〇一（明治三十四）年四月八日

（比定）②

小封筒番号 五五七

小封筒表書き 「武田篤初内申、猊下の御容体は一山事務の大輜輶云々」

資二 「大谷光瑞の賢所参拝に関する宮内省の許可状」

資料年次 一八九九（明治三十二）年十一月二十七

日

資六 「在英大谷光瑞に対する上原芳太郎の私信草稿」

小封筒表書き 「宮内省許状、鏡如様御渡欧に付賢所參拝許可書也」

資料年次 一九〇一（明治三十四）年四月十日

（比定）④

（③）

資三 「在英大谷光瑞に対する上原芳太郎の秘密内申

小封筒番号 五六一

小封筒表書き 「本山より在海外鏡如様侍者宛状、四月  
十日 カナダ便」

小封筒表書き 「伊東巳代治書状、在英鏡如様に關する  
もの、帰朝云々の件」

小封筒表書き 資八Aに同じ

資七A 「大谷光尊（明如）に宛てた伊東巳代治の私信  
(A)」

資料年次 一九〇二（明治三十五）年一月十四日  
(比定) ⑤

小封筒番号

五〇三ノ一

小封筒表書き 「伊東巳代治書状、在英鏡如様に關する  
もの、帰朝云々の件」

小封筒表書き 資八Aに同じ

資七B 「大谷光尊（明如）に宛てた伊東巳代治の私信  
(B)」

資料年次 一九〇二（明治三十五）年一月二十二日  
(比定) ⑥

小封筒番号

五〇三ノ一（資七Aと同じ小封筒）

小封筒表書き 資八Aに同じ

資八D 「大谷光瑞帰朝費用送金の遅延に關する枢密部  
の開申（枢第一〇〇三号）」

資料年次 一九〇二（明治三十五）年七月十五日と十  
八日

小封筒番号

二二（資八Aと同じ小封筒）

資八E 「大谷光瑞帰朝費用に關する枢密部の再開申  
(枢第一五四五号)」

資料年次 一九〇二（明治三十五）年十一月三日

小封筒番号

二二（資八Aと同じ小封筒）

小封筒表書き

資八Aに同じ

資八A 「西本願寺に宛てた在英松原深諦の英文電報」

資料年次 一九〇二（明治三十五）年七月二日⑦

小封筒番号

二二

小封筒表書き

「開申 明治三十五年鏡如様御帰朝之件」

資九A 「西本願寺梅上執行長と各執行に宛てた在英松  
原深諦の書状」

資料年次 一九〇二（明治三十五）年七月三十  
日⑧

小封筒番号

二二（資八Aと同じ小封筒）

小封筒番号

五四三

資八C 「大谷光瑞帰朝費用の仮支出に關する枢密部の  
開申（枢第一〇〇二号）」

資料年次 一九〇二（明治三十五）年七月十五日と十  
八日

小封筒番号

二二（資八Aと同じ小封筒）

小封筒表書き 資八Aに同じ

小封筒表書き 「松原深諦状、神根善友「雄」宛、歐州より」

小封筒番号 五二七  
小封筒表書き 「明治三十五年 在外渡辺哲信状、執行宛」

資料A二 「西本願寺神根枢密部長に宛てた在英松原深諦の書状」

資料年次 「一九」〇二（明治三十五）年七月三十日⑧

小封筒番号 五四三（資料A一と同じ小封筒）

小封筒表書き 資A一に同じ

資料B 「西本願寺神根枢密部長に宛てた在英松原深諦の書状」

資料年次 「一九」〇二（明治三十五）年七月三十日⑧

小封筒番号 五四三（資料A一と同じ小封筒）

小封筒表書き 資A一に同じ

資料C 「在英時の覚書による松原深諦の明如（大谷光尊）への複命」

資料年次 「一九〇二（明治三十五）年七月三十日⑧

小封筒番号 二五

小封筒表書き 「松原深諦覚書、龍敦にて嗣法の命を留め法主に復命せしもの、明治三十五年」

資料D 「松原深諦執行長に宛てた第一次大谷探険隊員渡辺哲信のタシユクルガンからの通信」

資料年次 「一九〇二（明治三十五）年十月十三日

小封筒番号 五二七  
小封筒表書き 「明治三十五年 在外渡辺哲信状、執行宛」

資料一二A 「本願寺に宛てた第一次大谷探険隊のギルギットからの英文電報」

資料年次 「一九〇二（明治三十五）年十月二十日八日

小封筒番号 三三四

小封筒表書き 「鏡如カシミル国到着ノ電報 一通」

資料一二B 「本願寺に宛てた第一次大谷探険隊のギルギットからの英文電報の翻訳（枢第一四八一号）」

資料年次 「一九〇二（明治三十五）年十月二十九日

小封筒番号 三三四（資料一二Aと同じ小封筒）

小封筒表書き 資一二Aに同じ

資料一三 「執行に宛てた第一次大谷探険隊員本多恵隆のスリナガルからの通信」

資料年次 「一九〇二（明治三十五）年十一月十一日

小封筒番号 五八四

小封筒表書き 「在外本多恵隆状、執行宛」

資料一四 「内事局の朝倉明宣に宛てた第一次大谷探険隊員上原芳太郎のインドからの書状（親展）」

資料年次 「一九」〇二（明治三十五）年十二月一日

小封筒番号 五一四（単線で三八一を削除）  
 小封筒表書き 「上原芳太郎状、印度（歐州を削除）よ  
 り朝倉明宣宛 一通 十二月一日」

⑥ 本稿「一一 無紀年資料の年代比定」参照。  
 ⑦ 七条局（Shichijo Office）の英文電報受信時刻（1.  
 45 pm 2. 17 1902）によつて確定。

資一五 「イングへの調査員派遣に関して執行への朝倉  
 明宣の依頼状」  
 資料年次 一九〇一（明治三十五）年十一月一五日  
 （比定）⑩ via Vancouver B.C. Rt. Rev. Umegami

小封筒番号 五七九

小封筒表書き 「朝倉明宣状、海外視察員派遣之件」

資料年次 一九〇九（明治四十二）年九月

資一六 「大谷光瑞渡航費別の室内部の記録帳」

小封筒番号 二三六

小封筒表書き 「鏡如様御渡航に付献上仮控」

資一七 「在倫敦日本帝国總領事發行の大谷光瑞の日本  
 帝国海外旅券」

資料年次 一九一〇（明治四十三）年五月十日

小封筒番号 四〇〇

小封筒表書き 「明治四十三年鏡如渡欧旅券」

① 本稿「一一 無紀年資料の年代比定」参照。  
 ② 本稿「一二 無紀年資料の年代比定」参照。  
 ③ 本稿「一二 無紀年資料の年代比定」参照。  
 ④ 本稿「一二 無紀年資料の年代比定」参照。  
 ⑤ 本稿「一二 無紀年資料の年代比定」参照。

⑥ 本稿「一一 無紀年資料の年代比定」参照。  
 ⑦ 七条局（Shichijo Office）の英文電報受信時刻（1.  
 45 pm 2. 17 1902）によつて確定。  
 ⑧ 資九A-1の通信用封筒のローナン発信時の切手消印  
 スタンプによつて判断。なお通信用封筒（白色小型）  
 の宛名は次のとおり。  
 via Vancouver B.C. Rt. Rev. Umegami

Honganji Kyoto Japan

大日本帝国京都堀川通本願寺梅上執行長殿。

⑨ 資一四の空色の通信用封筒のイング発信時の切手消  
 印スタンプ及び経由地（香港など）の「〔一九〕〇二」  
 とあるスタンプによつて判断。なお、通信用封筒の宛  
 名は次のとおり。  
 Mr. Asakura Esq. Honganji Kyoto Japan  
 京都堀川本願寺内事局朝倉明宣君親展。  
 ⑩ 本稿「一一 無紀年資料の年代比定」参照。

#### 四 資料のグルーピング

「鏡如渡航遊学並に仏跡視察」としてまとめていた  
 二十五点の資料は、その作成年代にその内容を考慮すると、  
 次のようなグルーピングも一案として可能であろう。資料  
 内容の簡単な紹介も兼ねて提示し、今後の研究に備えてお  
 きたい。

「一八九九（明治三十一）の大谷光瑞の英國留学に関する  
 もの」

## 資一と資二の二点

資一は、大谷光瑞が西本願寺新門として海外留学する名目を、執行長及び執行が連名で、一八九九（明治三十二）年十月六日、開申した公式文書である。

資二是、光瑞が留学に先だって賢所に挨拶をした際の宮内省の許可状で、一八九九（明治三十二）年十月二十七日、宮内大臣田中光顯の名で交付されている。なお、光瑞は翌二十八日参内した。

## 「留学中の大谷光瑞の帰国時期に関するもの」

## 資三、資四、資五、資六の四点

資一によって光瑞の留学の名目が公式に検討された事が知られるように、光瑞の留学については西本願寺内部にも様々な意見があつたようである。これはいつ光瑞が帰国するのかという問題として表面化し、こうした事情を背景として資三、資四、資五、資六の四点の資料は作成された。資三と資四是、光瑞の側近であった上原芳太郎が、西本願寺内部の様子や動向を留学中の光瑞に詳しく伝え、打電等による様々な光瑞に対する要請への対応、あるいは光瑞側からの問い合わせについても上原が解説と意見を述べたものである。したがって少なくとも一九〇一（明治三十四）年三月には、光瑞の帰国問題が表面化していたことが知られる。

資五は、こうした情勢のなかで、一九〇一（明治三十四）年四月八日、執行武田篤初が、光瑞に郵送する書簡の内容について公式に明如（大谷光尊）に内申し、光瑞帰国の時期について承諾を得ようとしたものである。

資六は、執行のこうした動き踏まえ、上原が光瑞にその対応をただちに示唆した私信の草稿で、それは一九〇一（明治三十四）年四月十日、つまり資五の二日後のものである。

これら一連の資料は、光瑞の帰国に複雑な経緯のあったことを示すもので、ロンドンを出発地点とする第一次大谷探険隊の派遣決定の問題もからんで様々な視点での検討が必要であろう。

## 「第一次大谷探険隊（一九〇二～三）の派遣に関するもの」

## 資七A・B 資八A・B・C・D・E 資九A・A

## 二・B 資一〇の十一点

資七A・Bは、留学中光瑞の様子を伊東巳代治が明如（大谷光尊）に知らせたもので、とくにAが光瑞が中央アジアの地誌について著述を行っていたことを記して興味深い。すでに考察したように、それは一九〇一（明治三十四）年十二月十日付の朝比奈知泉の情報によるものであり、当時すでに光瑞が中央アジア探険の準備作業を進めていたことを推測させるものである。いつ光瑞が中央アジア探険を思い立ったかは、資料に基づいて論じられたことはほとんどなかった。資七Aは、この点についてまったく新たな情報を提供するもので、しかもそれが伊東巳代治という第一線で活動した人の手になるものでは、その資料価値をいっそう高めている。

資八A・Bは、光瑞が中央アジア探険（第一次大谷探険隊）のためにロンドンを出発する直前、当地に派遣された西本願寺執行の松原深諦が、執行長に宛てた暗号電報①の

とその翻訳で、一九〇二（明治三十五）年七月二日のものである。その内容は、帰国費用、すなわち中央アジア探険の費用（光瑞は中央アジアとインドを経由して帰国の予定であった）四万五千円の送金を請求するものであつた。これによつて西本願寺がとりあえず用意した第一大谷探険隊の諸経費の総額がはじめて明らかとなつた。極めて貴重な資料である。この四万五千円が今日ではどれだけの価値を持つものであるか、この点については改めて言及したいが、当時の高等文官の初任給が五十円、小学校の教員の初任給が十円から十三円であつたから巨額な金額であつたことは言を待たない。

資八C・D・Eは、その費用の仮支出とロンドンへの送金の遅れたことに関する一九〇二（明治三十五）年七月十五日と十八日の西本願寺枢密部の開申である。資八Eは、松原の渡英費用とインド調査に派遣する隊員の旅費を加えて、総額五万四千三百廿四円余をロンドンに送金したことを報告する一九〇二（明治三十五）年十一月三日付の枢密部の再開申である。

資九A一は、ロンドンの松原深諦が、執行長と各執行に光瑞の中央アジア探険とインド調査の意義とそのルートの概要を知らせた一九〇二（明治三十五）年七月三十日付の書状である。資九A二と資九Bは、神根枢密部長にもその旨を知らせたものである。

資一〇は、松原深諦がロンドンで光瑞から受けた様々な指示を整理して帰国後、明如に報告したもので、そのなかにはインド調査についての指示も含まれている。

- ① 当時、西本願寺が暗号コードを用いていたことは、

かつて触れたことがある。拙著『忘れられた明治の探険家 渡辺哲信』一九九二年、一一四頁。

「第一次大谷探険隊（一九〇二～三年）に関するもの」 中央アジアに到達した大谷光瑞は、一九〇二（明治三十五）年十月十四日、パミール山中のタシユクルガンで探険隊を二隊に分かち、光瑞は本多惠隆と井上弘円とともにインドに南下し、渡辺哲信と堀賢雄はホータン、クチャの調査のためにタリム盆地に向かった。資一一是、タシユクルガンで分隊するまでの経緯の概略を渡辺哲信が、一九〇二（明治三十五）年十月十三日、西本願寺の松原執行長に報告した書簡の現物である。これは後、上原芳太郎が編集した『新西域記』上巻（一九三七年）に渡辺哲信「タシユクルガン通信」として掲載された。

資一二A・Bは、インドに南下した光瑞と本多惠隆・井上弘円の三人が無事北インドのギルギットに到着したことを本願寺に打電した一九〇二（明治三十五）年十月二十八日の英文電報とその翻訳（翌二十九日）である。

資一三是、ギルギットを発つてスリナガルに南下した一行の様子を、本多惠隆が、一九〇二（明治三十五）年十月二十八日付で西本願寺執行に報告した書簡の現物である。これは一九〇三（明治三十六）年一月十五日に発行された西本願寺の機関誌『教海一瀬』一五七に「スリナガル近信（第二）」として掲載された。後、『新西域記』上巻（一九三七年）に本多惠隆「スリナガル通信」として掲載された。

資一四是、インドに南下して仏蹟調査を開始する光瑞と

本多恵隆・井上弘円に合流して調査活動を支援するため、インドに派遣された上原芳太郎の私信である。その内容は、一九〇二（明治三十五）年十二月十五日、ペシャワールへに到着した報告で、西本願寺内事局の朝倉明宣への親展となっている。

資一五は、先に触れたように、インド調査に当つて光瑞が、さらに五名の調査員の派遣を松原深諦に要請し、松原からそれを聞いた朝倉明宣が、一九〇二（明治三十五年）十二月十五日、口添えをして執行に伝えたものである。しかし資一四に見られるように、この時点では増員された調査員は、すでにペシャワールに到着していた。こうした行き違いが西本願寺内部で見られることは、大谷探險隊派遣の経緯も含めて検討課題となろう。

「一九〇九年から一〇年の大谷光瑞と裏方籌子のインド・ヨーロッパ旅行に関するもの」

一九〇九（明治四十二年）年から一〇（四三）年の光瑞の渡航は、『鏡如上人年譜』に次のようにまとめられている。

宗主は、清国巡遊・仏蹟巡拝・中亞探險等空前の大旅行を遂げ、父宗主の喪を哭し、帰朝後庶務輻輳したところへ日露戦役勃発して心を安んぜず、不眠症より強度の神經衰弱にかかり、このまゝで数年に迫る宗祖大遠忌を迎えることは徹底健康が許さぬため……この印度旅行となつた。：また籌子裏方は婦人会總裁として見聞を広くするため同行した①。

資一六は、この旅行に際して各地各人から寄せられた餞

別をひかえた一九〇九（明治四十二年）年九月の室内部の記録帳で、大部なものであり確認すべき個人名も少なくない。

資一七は、一九一〇（明治四十三年）年五月十日、ロンドン日本帝国總領事館で発行された大谷光瑞のパスポートで、このパスポートによつて『鏡如上人年譜』に見えない彼のヨーロッパでの動きを知ることができます。

#### ①『鏡如上人年譜』五一頁。

（一九九四、二、二〇 稿了）

#### 〈正誤表〉

本誌第七・八号合併号掲載の白須淨眞「『新西域記』未収録史料の出現について—伊東洞月・足利瑞義・渡辺哲信の上原芳太郎への返信—」に次のような誤植がありましたので、訂正いたします。

誤

正

十一頁上段十八、九行 福島正安 ↓福島安正

十三頁上段二行 執行長洲老 ↓執行長大洲老

十四頁上段十九行 原山敦 ↓原山燐

十七頁上段十二、十五、六行 西徳次郎 ↓西徳二郎

十七頁上段二十七行 『清朝親疆』 ↓『清朝新疆』

※

※

※

※

※

※

※

## 【埋め草・史料情報四・・「武子婚約」】

人間は悲しい。

率直にいえば、それだけでつくる。九条武子と表題を書いたままで、幾日もなんにも書けない。白いダリアが一輪、目にうかんできて、いつまでたっても、一字もかけない。

とは、長谷川時雨が一九三五年（昭和十）九月に『近代美人伝』の「九条武子」の冒頭に記したの言葉である（杉本苑子編『新編近代美人伝（下）』岩波文庫。以下、同じ）。長谷川は、『近代美人伝』においてなによりもゴシップ的な視線に包まれ、生前より時代の神話になりつつあつた「九条武子」という近代の一人の女性を、まさに語るべき内面を持った一人の女性として捉えることを目指していた。

「あまり広く愛され、世間のつくった型へはめられてしまつて、聖なる女として、苦しんだ」九条武子が「見せることを、きらつた」「誰にも見られたくなかった」部分を、九条武子の「『女』」として掬い取り、それを「悲しみ」「美」として感受し、「美人伝」として定着しようとした。だから、長谷川には、『近代美人伝』における九条武子像が伝記としては多くの欠点を持っていること、史料的根拠に欠けていることは問題ではなかつた。

長谷川時雨は冒頭に続けて「遠くはなれた存在だつた。ずつと前に書いたものには、気高き人とか麗人とか、ありきたりの、誰しもがいうような褒めことばを、ならべただけですんでいたが、そんなお座なりをいうのはいやだ」と記す。そして、『近代美人伝』の「九条武子」で自覺的に

選んだ方法で九条武子の「美」を綴つて行く。その点では『近代美人伝』全体が、まさに岩波文庫の解説で杉本氏が確認されたように「『顔の皮一枚』の美」を問題としたものではなかつた。

しかしそうであるならなおさら、長谷川時雨自身が「美人伝の時雨か、時雨の美人伝か」（杉本氏解説）と言われるほど時代の波に乗つていたのだから、「人間は悲しい。率直にいえば、それだけでつくる」という非常に印象的な冒頭の言葉が、別の意味で九条武子神話を生まなかつたという保証は全くなくなるのではないか。いやむしろ「人間は悲しい」という時の「悲しみ」とは、九条武子の「悲しみ」ではなく長谷川時雨その人の「悲しみ」であったと理解すべきなのである。勿論、長谷川時雨の『近代美人伝』を批判するためにこのようなことを記しているのではない。「生前より神話に包まれていた」という時、かなり現存しているであろう九条武子の何らかの形で公表されるであろうことを意識して撮影されたポートレイトの果たした神話作用の問題なども含め、筆者には九条武子の多岐に亘る活動とその神話化をそのものとして問題にする用意はない。ただ、九条武子の多方面にわたる教団内外の活動を歴史的に考えようとする時に、その神話の強度を確認しておきたいだけである。筆者の把握している神話化の実例を提示すれば、九条武子の没後、一九三〇年（昭和五）七月十八日には前女子学習院教授羽室（樟園）蒼治の編集により『九条武子夫人歌と書道のおしへ』と題された書道の手本が出版されている。巧人社より定価一円五〇銭、帙入りで発売されたこの書籍は、九条武子の手紙や和歌を題材に、京都

府師範学校付属小学校時代に武子の教師であった羽室が筆を執って、色紙・手紙・葉書等の書式・書法の手本としたものである。樟園は序文に和歌を数首添えているが、その一首には「女菩薩のやうに仰がれたぐいなき麗人としてとはに生くる君」とある。この歌のレベルが通俗的な九条武子の時代的イメージの典型なのであろう。

ともあれ、一八八七年（明治二十）十月に生まれ、一九二八年（昭和三）二月に四十一歳で亡くなつた九条武子の生涯は神話に包まれたままである。そのような研究状況の中で近年、籠谷真智子氏が史料の発掘の努力を重ねながらも一次史料の不足の中で、多くの虚像や神話を含んだ史料から九条武子の実像を探りつつ、真宗女性史とも言うべき伝記として『九条武子——その生涯とあしあと』（同朋舎、一九八八年）を刊行しておられる。この伝記により脱神話化——歴史化の第一歩が始まつたわけであるが、籠谷氏も「はじめに」で述べておられるように「彼女を語る確実な史・資料」の不足は決定的な研究上の困難となつてゐる。

思わず前置きが長くなつてしまつたが、今回の【埋め草】では、大谷武子と九条良致の婚約関係の史料を紹介したい。九条武子が生きた状況の歴史的な枠組みを認識する一助となるであろう。二人の結婚については籠谷氏の研究でも、明治四二年九月五日の告示第九号による西本願寺における二人の婚約発表から九月一五日の東京九条邸における結婚式までのあまりの慌ただしさに疑問を提示しておられる。以下、翻刻を提示する史料は本願寺史料研究所保管の西本願寺史料で、表紙には次のようにある。

〔表紙〕  
明治四拾年  
武子殿綴  
〔後筆〕  
「紅子様」

### 室内部

例によつてスペースの関係上、この寺務書類綴りに含まれているものより、何点かを選択して翻刻せざるを得なかつたこと、および筆者の力不足で難読箇所がかなり残つていることをお断りしておく。（左右田昌幸）

### 史料

（大谷家野紙・墨書）

〔上欄外朱筆〕  
今般御妹武子殿ト九条公御弟

良致殿ト御縁約御取結被成度、御異存為無予メ御内議致候間、可否之項へ御捺印被下度、御内旨ニ依り此段得貴意候也

可（印文上より「木村」）（印）（足利）（印）（小田）（印）

否

明治四十年十一月十八日

室内部長上原芳太郎（印）

顧問上首小田尊順殿  
執行御中

史料一一（九条家野紙・墨書）

堅目録 奉書二枚重 卷ノシ 目録台

一御礼服

一鮮鯛

一御樽

以上

外二總体金封

金壹万疋

但し、奉書二枚重、水引一本ヲ以テヒキムスピ

一具  
一折

一荷

右二対スル手控、左二

手控

本日吉辰ニ付、結納トシテ別紙目録ノ通被進候間、  
被進候間、幾久敷御受納可被下候、以上

明治四十年十二月

大谷武子

使

右二対スル手控、左二  
手控  
右使者へ被下  
金五百疋  
金五百疋  
祝酒料  
外二菓子  
右

右使者へ被下  
金五百疋  
金五百疋  
祝酒料  
外二菓子  
右

九条良致  
使

引出

金五百疋  
金五百疋  
祝酒料

外二菓子

右

○

史料 四 (「下り藤」紋入り便箋・インク書)

拾弐月八日公爵様御滞京中御打合之上、

御結納御取交セ日時左之通決定事

拾弐月弐拾弐日午前拾時

○

朝山氏願意之通、木邨  
御裏様・武子様御立合

臨時一献出ス

執行・顧問上首・宗正其職□方へ心得之  
為メ通牒廿二日

史料 二 (九条家野紙・墨書)

堅目録 奉書一枚重

卷ノシ 目録台

一御小袖

一鮮鯛

一御樽

一折  
一荷

以上

金壹万疋

但し、奉書一枚重、水引一本ヲ以テヒキムスピ

外二總体金封

史料 五 (「下り藤」紋入り便箋・インク書)

拾弐月廿二日御結納御取換之時、麻田へ金ト  
共二申送ル

一二二日午前拾時

御結納御(マ)目六代金壱万疋  
外ニ御着料金五千疋ハ御結納御滞ナク  
濟セラレ候時、公爵様御夫婦へ被為進之事

### 史料 上八 (墨書)

婚姻願

父故公爵九条道孝

夫トナルベキ者 田村やす子

母 男爵九条良致

伯爵大谷光瑞妹

父故伯爵大谷光尊

妻トナルベキ者 田村やす子

母 男爵九条良致

伯爵大谷光瑞妹

右婚姻御認許被下度、此段奉願候也

明治四拾弐年 月 日

明治拾七年八月式拾四日生

妻トナルベキ者 田村やす子

母 男爵九条良致

伯爵大谷光瑞妹

右婚姻御認許被下度、此段奉願候也

明治四拾弐年 月 日

明治拾七年八月式拾四日生

妻トナルベキ者 田村やす子

母 男爵九条良致

伯爵大谷光瑞妹

右婚姻御認許被下度、此段奉願候也

明治四拾弐年九月参日

右者今般東京市赤阪区福吉町  
二番地從五位男爵九条良致妻二婚  
姻取結度候ニ付、御異存無之候哉  
相伺候也及御協議候也

明治四拾弐年九月参日

宗族幹事

三室戸治光殿

### 史料 八 (便箋・インク書)

拝啓、秋暑難凌候処、愈御清秘(ママ)

奉賀候、然ハ私妹武子儀九条良

致氏ト縁約相調ヒ整ヒ候三付、來ル

十二日出發、東京ニ於テ婚儀御挙

行致し候付、此段御吹聴申上候、敬具

追而諸事節約致在之ニ付、自然

御祝儀御惠贈等之儀者堅ク

御辞退申上候

間 大谷様 常盤井様 渋谷様

大谷様 常盤井様 渋谷様

大谷様 常盤井様 渋谷様

### 史料 七 (大谷家野紙・墨書)

復啓、陳御披書正ニ拝読仕候、

御帰西後種々御繁(雜カ)之段奉推察候、

明治武拾年拾月式拾日生

史料 九 (便箋・インク書)

復啓、陳御披書正ニ拝読仕候、

御帰西後種々御繁(雜カ)之段奉推察候、

明治武拾年拾月式拾日生

史料 七 (大谷家野紙・墨書)

良致殿一件二付テハ非常ナル御高配拝謝此事ニ御座候、何分ニモ

宜ク願上度、扱テ過日御出京之節

御談合致候被進物之内、左之品中止ニ

致度御了承可被下候、頓首

(朱筆)「中止」(朱筆合点省略)

一縮緬 一通

一御肴料 壱万疋 ツ、

右香川□三殿・杉子爵殿へ被贈分

(朱アンノ通縮緬ハ中止ニシテ、單ニ御肴料合壹万疋ツ、  
二致候間御了承希上候)

一御媒酌ハ杉子爵へ御依頼ノ処、速ニ

承諾被致候間為念申伝候也

六月四日

八木□平太

上原芳太郎様

史料 一〇 (上欄外に朱割印・宮内省野紙)  
(朱印・印文「爵位臺 指令甲第二〇四号」)

伯爵大谷光瑞

明治四十二年九月一日附、

妹武子男爵九条良致ト

婚姻願ノ件

右認許ス

明治四十二年九月二日

宮内大臣公爵岩倉具定 (印文「宮内大臣之印」)

史料 一一 (便箋・インク)

御妹武子殿 (墨書「今般」) 九条男爵九条良致殿  
ト御縁約相整ヒ、来ル十二日午後

八時 (墨書) 「二」 十分七条御発東、十五日東

京ニ於テ御婚儀御举行相成候

条御心得迄、此段及御通牒候也

室内部長上原芳太郎

執行長大谷一一殿

正副宗正御中

宮内省許可指冷着之上送付

(墨書) 「着宿・願問上首御中」

史料 一一一 (野紙・墨書)

令妹武子殿從五位男爵九条良致朝臣

妻ニ御縁組之儀、当地宗族中異存無之  
候条、此段及御答者也

明治四十二年九月十日 宗族幹事三室戸治光 (印)

伯爵大谷光瑞殿

追而木辺孝慈殿へハ貴君ヨリ御照会  
有之度、此段申添候也

史料 一二一 (大谷家野紙・墨書)

(上欄外朱筆「急秘」) 武子殿九条男爵殿ト予而

御縁約被為整候処、御双方

御都合ニ依リ來ル九月ヲ以テ  
御婚儀御挙行之義奉仰

上裁度、御意見有無及御  
内議候間、両項へ御捺印被  
下度、此段申達候也

意見 有  
(印文「大洲」)  
(印)

右

〔明治四拾貳年八月拾八日〕

執行御中

室内部長上原芳太郎(印)

別紙預書ヲ以テ預置候金一万円ニ  
対シ、満一ヶ年利預リ利子金八百円  
也、内金四百円ハ明治四十三年九月十  
五日二、残金四百円ハ明治四十三年九月十  
五日五日御支払可致、依テ附証如件  
一一一九月十五日

以下余白  
附証

史料 一四 (本願寺野紙・墨書)

預証

一金壱万円也

右正ニ預り置候事、実

正也、来ル明治四拾參

年九月拾五日限無相

違御返戻可致、依而

一札如件

明治四拾貳年九月十五日  
(以下、インク書)

本派本願寺

室内部長 上原芳太郎

室内部主事湯川良之助

男爵九条良致殿  
男爵夫人九条武子殿

御令扶

九条男爵殿

御令扶

已下余白

室内部長上原芳  
同 主事湯川良之助

※ ※ ※ ※ ※ ※

〔編集後記〕

白須さんには早くに原稿を頂戴していたのですが、編集  
子の怠慢と、【埋め草】に適当な史料が思いつかず、九条  
武子関係の史料に狙いを定めたものの、思いの外に難読の  
史料で解説に時間を食つてしまつた上に、僅か六十行余の  
解説風の文章に手間取つてしまい、この時期になつてしま  
いました。大谷探検隊に関しては、白須さんのご本に続い  
て本多隆成氏の『大谷探検隊と本多恵隆』が平凡社より刊  
行されるなど注目が集まりつつあるようですが、白須さんはご苦労をお掛けすることになるのですが、本紙でも断続  
的に掲載していく予定です。次号は未定(左)。